一般社団法人日本海外協会

<定 款>

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本海外協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県一宮市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を国内主要地区及び海外 関係国に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、海外に移住しようとする者及び海外に志向する者並びに 海外に渡航する者に対して、関係機関及び団体と協力して、海外移住、海外及 び旅券に関する知識を普及すること、また、我が国に在住する日系人を中心と した外国人と連携し、協力することにより内外における国際社会人としての人 格、見識を養成し、以て我が国と関係諸外国との友好親善に貢献することを目 的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 海外に移住しようとする者及び海外に志向する者並びに海外に渡航する 者に対して内外及び旅券に関する知識の普及
 - (2) 海外及び旅券に関する知識普及のための広報資料の出版・配布
 - (3) 海外移住及び旅券に係る内外機関及び団体との連絡、組織化及び関連事業の実施
 - (4) 移住先国に対する研修視察旅行の実施
 - (5) 国内に在住する外国人の生活支援事業の実施
 - (6) 国内に在住する外国人の就労支援事業の実施
 - (7) 国内で就労する外国人の事業承継支援の実施
 - (8) 外国人の老後に関する支援事業の実施
 - (9) その他本法人の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

- 第5条 この法人に次の会員を置く。
 - (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した法人、団体又は個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した法人、団体 又は個人
 - (3) 名誉会員 この法人に対して特に功労のあったもののうちから総会の決議を以て推薦する法人、団体又は個人
- 2 前項の会員を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申 込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、全員になった時及び毎年、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任 意にいつでも退会することができる。なお、既納の負担金は、いかなる理由が あってもこれを返還しない。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって 当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

- 第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会を以て法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 代表理事が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求すること ができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の3分の1以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員 の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、 過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで の者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人において代表理事は理事長と称し、業務執行理事を置く場合には、その者は専務理事と称する。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監 査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時 までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事 又は監事としての権限義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等

として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会 を招集する。
- 3 理事会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時 及び場所を記載した書面を以て通知する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会 の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終

わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の 日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間 備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監事報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、 定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議

を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第37条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 名誉会長、会長、顧問及び相談役

(名誉会長、会長及び顧問)

- 第39条 この法人に、名誉会長1名、会長1名及び顧問5名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長、会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長、会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために 要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、会長及び顧問の職務)

第40条 名誉会長、会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、 意見を述べることができる。

(相談役)

- 第41条 この法人に、任意の機関として、1名以上10名以下の相談役を置く ことができる。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第11章 事務局

(設置等)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は今村忠雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、令和元年 7月 1日から施行する。

附則

この定款は、令和3年 7月 8日から施行する。